

地方競馬全国協会 会報

第 294 号 平成 19 年 10 月

目 次

競馬関係

登録関係 馬主及び馬の登録数調べ

研修関係 研修実施状況（平成 19 年 7 月～9 月）

畜産振興関係

補助事業の交付決定・確定 平成 19 年度補助金の交付決定について

協会への通知等

その他 馬インフルエンザが発生している状況下における競馬の公正確保と競馬ファンの信頼確保について

〃 馬インフルエンザ感染馬が確認されている場合の出走前全頭検査の今後の取り扱いについて

〃 「競走用馬を対象とする商品投資に係る商品投資販売業の許可について」の廃止について

できごと 平成 19 年 9 月

馬主および馬の登録数調べ

平成 19 年 9 月分 登録件数等

区 分	登 録	抹 消	登録証 再交付	登録事項変更			
				住所	馬主	馬名	他
馬 主	47	2	3	8			1
馬	185	233	1		136	2	5

競走種別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平 地			ばん えい	計
	サラ系	アラ系	小計		
1 歳	0	0	0	0	0
2 歳	70	0	70	0	70
3 歳	98	1	99	0	99
4 歳	7	0	7	0	7
5 歳	4	0	4	0	4
6 歳以上	5	0	5	0	5
計	184	1	185	0	185

ただし、登録事項の変更及び抹消については9月中に事務処理済みの件数である。

研修実施状況（平成 19 年 7 月～9 月）

平成 19 年度第 2 回調教師課程

平成 19 年 7 月 17 日（火）～8 月 3 日（金） 18 日 7 名

場所 地方競馬研修館

千葉県	山中尊徳	石川県	高橋優子
東京都	石黒廣夫	兵庫県	小牧毅
東京都	市村誠	高知県	片山宏史
東京都	佐宗応和		

平成 19 年度第 3 回騎手研修講座

平成 19 年 7 月 24 日（火） 1 名

場所 旭川競馬場裁決委員室

北海道	宮崎光行
-----	------

平成 19 年度第 2 回騎手研修講座

平成 19 年 9 月 25 日（火） 2 名

場所 地方競馬全国協会 4F 会議室

兵庫県	上川将幸
広島県	千同武治

平成 19 年度第 1 回発走委員業務研修（7 月 2 日～13 日）

推薦者がなかったことから中止

平成 19 年度第 1・2 回裁決委員業務研修（ 9 月 4 日～7 日、 9 月 11 日～14 日）

第 1 回は、馬インフルエンザのため延期（11 月下旬の予定）

第 2 回は、推薦者がなかったことから中止

平成 19 年度補助金の交付決定について

平成 19 年度畜産振興補助事業の選定に関して、平成 19 年 10 月 16 日付けで農林水産大臣承認を受け、これに基づき次のとおり補助金の交付の決定を行った。

事業区分ごとの総括表

事業区分	件数	交付決定額 (千円)
馬の改良増殖推進事業	13	8,277
畜産経営技術指導事業	-	-
畜産経営合理化事業	-	-
家畜畜産物等流通合理化事業	-	-
その他畜産振興事業	-	-
計	13	8,277

団体別・事業別一覧表

平成 19 年度第 2 回畜産振興補助事業交付決定状況

中央・ 都道府県	補助事業名	補助事業者名	交付決定額 (千円)
北海道	- (3) 農用種雌馬の改良増殖推進	新函館農業協同組合	523
"	"	ながめま農業協同組合	506
"	"	新砂川農業協同組合	271
"	"	門別町農業協同組合	964
"	"	平取町農業協同組合	964
"	"	みついし農業協同組合	378
"	"	標茶町農業協同組合	523
"	"	阿寒農業協同組合	523
"	"	摩周湖農業協同組合	649
"	"	釧路丹頂農業協同組合	838
岩手県	"	盛岡畜産農業協同組合	461
"	"	遠野地方農業協同組合	272
熊本県	"	熊本県畜産農業協同組合	1,405
計	13 事業		8,277

馬インフルエンザが発生している状況下における競馬の公正確保と競馬ファンの信頼確保について

(平成19年8月22日 19生畜第1158号)

(農林水産省生産局畜産部競馬監督課長から地方競馬主催者の長あて)

先般来、日本中央競馬会のトレーニングセンター、地方競馬の競馬場等において、馬インフルエンザに感染した競走馬が確認されているところである。

疾病馬を排除することは、競馬の公正の確保の基本である。このことについては、出走前に馬体検査等を実施し、発熱や呼吸器症状を呈している馬を競走から除外することにより確保されているところであり、また、仮に、馬インフルエンザに感染していても発熱等の症状を呈しない馬(以下「不顕性感染馬」という。)が出走したとしても競走の公正は確保されるものと考えているが、不顕性感染馬が出走することにより、競馬の公正確保に対する競馬ファンの信頼が揺らぐおそれがある。競馬の発展を図っていくためには、こうした競馬ファンの懸念の払拭に努めることが重要である。

このため、当分の間、下記の事項を措置することによって、競馬の公正と競馬ファンの信頼の確保を図ることとするので、御了知の上、確実な実施をお願いする。

記

1 日頃から措置すべき事項

- (1) 日本中央競馬会及び各地方競馬主催者(以下「競馬主催者」という。)は、その管理下にある馬の健康状態を常に把握し、馬インフルエンザが疑われる馬(発熱や呼吸器症状を呈している馬及び感染馬との接触により感染が疑われる馬をいう。)については、各都道府県家畜衛生部局と連携の上、速やかに検査を行い、その結果が陽性となったときには、家畜保健衛生所に届け出るとともに、当課に連絡すること。
- (2) 競馬主催者は、馬インフルエンザの検査が必要になった場合に迅速な検査が実施できるよう必要な検査キット等を平素から準備し、または、検査ができる機関との連携体制を構築しておくこと。

2 競馬開催に際して措置すべき事項

(1) 管理下にある馬に馬インフルエンザの感染が既に確認されている場合

ア 不顕性感染馬が出走することは、競走の公正確保について、ファンの疑念を招くため、できる限り排除することが望ましい。このため、競馬主催者は、競馬を開催する場合には、出走前に出走予定馬全頭について検査(迅速検査で差し支えない。)を実施し、陽性が確認された馬は出走させない措置をとること。また、陰性が確認された馬については、競走実施までの間、新たに馬インフルエンザの感染が起きないように万全の管理を行うこと。

なお、これにより難しい場合には、競馬主催者は、これに代わるファンの信頼を確保するための措置につき、当課と協議の上、当該措置を公表して実施すること。

イ 競馬主催者は、出走前の馬体検査等において出走馬に異常がないかどうか十分確認し、異常がある出走馬については確実に除外すること。また、発熱や呼吸器症状を呈していること等

により馬インフルエンザの発症が疑われる場合には、速やかに検査を実施すること。

更に、検査の結果、当該馬が陽性であることが判明したときは、速やかにその旨を公表すること。

ウ なお、感染が確認された馬が入厩時から隔離されていた等他の馬へ感染していないことが管理状況等から客観的、かつ、明らかに判断できる場合は、必ずしもアのファンの信頼を確保するための措置をとることを要しないが、当該感染が確認された馬の管理状況等を公表すること。

この場合において、競馬開催日に、競馬場において新たに馬インフルエンザの発症が疑われる馬が認められた場合の取り扱いは、(2)のアに準じること。

エ 競馬主催者は、開催に当たっては、当課を含め、関係機関と十分な連絡を行うこと。

(2) 管理下にある馬に馬インフルエンザの感染が確認されていない場合

ア 競馬主催者は、競馬開催日に、競馬場において、発熱や呼吸器症状を呈していること等により馬インフルエンザの発症が疑われる馬が認められた場合には、速やかに検査を実施するとともに、当該馬が出走予定馬であるときは除外すること。

また、検査の結果、当該馬が陽性であることが判明したときは、当該馬から感染した不顕性感染馬が出走するおそれがあることから、その時点以降の競走の実施は中止することが望ましい。ただし、既に当日の競走が開始されており、急な中止により混乱が予想される等合理的な理由があるときにあっては、陽性馬が確認されたこと及び他の出走馬に馬インフルエンザが感染している恐れがあることを周知した上で当日の残りの競走を実施することはやむを得ない。

イ 馬インフルエンザの感染が確認された日の翌日以降の競馬の開催については、(1)によること。

馬インフルエンザ感染馬が確認されている場合の出走前全頭検査の今後の取り扱いについて

(平成 19 年 9 月 13 日 19 生畜第 1216 号)

(農林水産省生産局畜産部競馬監督課長から地方競馬主催者の長あて)

馬インフルエンザが発生している状況下において、競馬の公正確保に対する競馬ファンの信頼を確保するため、管理下にある馬に馬インフルエンザの感染が既に確認されている主催者に対しては、「馬インフルエンザが発生している状況下における競馬の公正と競馬ファンの信頼確保について」(平成 19 年 8 月 22 日付け 19 生畜第 1158 号農林水産省生産局畜産部競馬監督課長通知。以下「課長通知」という。)により、競馬を開催する場合には、原則として、出走前に出走予定馬全頭について検査を実施し、陽性が確認された馬は出走させない措置をとるとともに、陰性が確認された馬については、競走実施までの間、新たに馬インフルエンザの感染が起きないように万全の措置をとることをお願いしているところである。

この出走前の全頭検査については、「馬インフルエンザのまん延防止の基本方針」(平成 19 年 9 月 3 日付け 19 消安第 6606 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知(以下「基本方針」という。))が示され基本方針への対応が図られてきていること並びに一部の主催者では馬インフルエンザの発生が沈静化していること及び競馬ファンの馬インフルエンザに対する理解が深まってきていることにかんがみ、下記によることとするので、御了知の上、適切な対応をお願いする。

記

1 検査陽性後の検査で陰性への転換が確認された馬の検査の省略

馬インフルエンザの感染が確認された馬が、その後の検査により陰性への転換が確認され、その後、適切な管理がなされている場合には、当該馬については、既に陰性が確認されたものとして馬体の消毒等をした上で出走前の検査を省略して差し支えない。ただし、このような取り扱いを行う場合には、かかる馬については検査を省略していることを公表すること。

2 出走前の全頭検査の終了

次のいずれかの場合には、出走前の全頭検査をとりやめて差し支えない。

- (1) 馬インフルエンザの清浄化が図られたと客観的な基準に基づき判断される場合。ここで言う客観的な基準とは、「基本方針」の 2(1) に規定する清浄区域等の定義を基本として、主催者が所管の家畜保健衛生所等と協議して定めること。
- (2) 「基本方針」に基づき、衛生管理対策の徹底、早期発見・早期診断体制の確保、陽性馬の隔離等の防疫対策が講じられる必要がある。

これら対策を実施した上で、陽性のおそれのある馬について出走前の検査や馬体の消毒等が適切に行われ、かつ、陽性馬が競走に出走するのではないかとの競馬ファンの疑念を回避できると主催者が判断する場合。

3 競馬ファンへの情報提供

出走前の全頭検査を終了する場合には、出走前の全頭検査を実施していないことを公表するとともに、競馬ファンに対して馬インフルエンザの清浄化が図られたと判断した基準または主催者の講じている感染の防止策等についての的確な情報提供を行うこと。

「競走用馬を対象とする商品投資に係る商品投資販売業の許可について」の廃止について

(平成 19 年 9 月 28 日 19 総合第 1064 号)

(農林水産省総合食料局長から地方競馬全国協会会長あて)

「競走用馬を対象とする商品投資に係る商品投資販売業の許可について」(平成 4 年 8 月 14 日付け 4 食流第 3105 号農林水産省食品流通局長通達)について、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 66 号)の施行に伴い、平成 19 年 9 月 30 日をもって廃止することとしたので、通知する。

できごと

平成 19 年 9 月

9 月 14 日 第 3 回馬主登録審査委員会

9 月 20 日 第 2 回免許試験委員会